

重度後遺障害被害者のための福祉制度

発表者 主任研究員 氏名 清 水 秀 規

発 表 重度後遺障害被害者のための福祉制度（2007年3月）

1. 目的

対人の事案担当者が、重度後遺障害被害者の担当になった場合、示談後の医療費や生活費に対する相談はもとより、福祉制度の活用について助言する必要がある。そのときの参考資料に資するものとする。

2. 手法

インターネットにて行政のホームページから、重度後遺症に限らず広く後遺症事案全般にわたり、福祉制度適用に係る課題を収集し、その制度の内容ならびに活用方法を簡潔にまとめた。また、行政の職員から福祉制度について意見や助言を得られ、本文をまとめた。

3. 結果

被害者が重度の後遺症を残す場合に、福祉制度の活用が必要であるが、現行の福祉制度では特定の重度後遺障害（脳外傷に伴う高次脳機能障害）について、まだ十分な保障を受けられないことも多く見受けられ、さらなる福祉制度の見直しが必要である。

4. 今後の課題

福祉制度に関連する項目をさらに充実させ、より多くのケースにも対応可能なものにし、査定担当者にとって活用しやすいものとする。

また、福祉制度は変更されることが多く、変更時には査定担当者へのタイムリーな情報提供が求められることから、常に情報収集や追補の提供が必要となる。